

# 社会福祉法人流山市社会福祉協議会学童クラブ保護者の就労等調査票

記入日 令和 年 月 日

学童クラブ名	( ) 学童クラブ	児童氏名		入所年度の学年	年生
--------	-----------	------	--	---------	----

◆児童の入所を希望する日に於ける保護者の状況について、当てはまる箇所に○を記入してください。  
 (勤務先規定の出産休暇、育児休暇を取得している場合は、復職後の状況を選択)

番号	類 型	細 目	父	母		
1	労働することを常態として していること (当てはまる該当項目がない場合は、月の平均合計就労時間の近似値の欄に○をしてください)	外勤	常勤者専従者	月20日以上、1日8時間以上		
			パート臨時等	月20日以上、1日6時間以上		
		自営業	事業主専従者	月20日以上、1日8時間以上		
				月20日以上、1日6時間以上		
			協力者補助者	月16日以上、1日6時間以上		
				月12日以上、1日5時間以上		
2	妊娠中であるか 又は出産後間がないこと	妊娠・出産	妊娠障害等により30日以上入院見込みがあるとき、又は多胎妊娠のとき			
			出産予定日をはさんで前後2か月合計5か月以内のとき			
3	疾病・負傷又は精神・身体に障害を有していること	疾病	入院	1ヶ月以上入院している場合(入院予定を含む)		
			居宅内療養	30日以上療養が必要で常時寝たきりの状態にある者		
		障害	定期的な通院加療が必要で児童の保育に当たれない者			
			身体障害者手帳1、2級 精神障害者保健福祉手帳1級、2級			
			療育手帳A以上			
4	災害復旧	火災などによる家屋の損傷、その他災害復旧のため児童の保育に当たれないとき				
5	就学	就労を前提に職業訓練校や各種の学校に通学するとき	月20日以上かつ1日8時間以上			
			月20日以上かつ1日6時間以上			
			月16日以上かつ1日6時間以上			
			月12日以上かつ1日5時間以上			
6	その他	配偶者の死亡、行方不明、離婚、未婚等で母子家庭または父子家庭となっている				
		昼間家庭で保育できないと教育委員会が認める事由(介護、看護、DV等)に該当するとき				

※入所希望者多数で全員の受け入れが困難な場合、この調査票への記載を基に指数制で学童クラブの必要の度合いを審査します。  
 ※状況に変更があった場合は、速やかに指定管理者に申告してください。  
 ※入所許可に至った後でも虚偽の記載が明らかになった場合は、入所の取り消しになる場合があります。  
 ※前年度も学童クラブを利用していた場合、前年度中の流山市条例または指定管理者の学童クラブ利用規程に反する行為は、その回数等に乗じて減点指数になりますので、予めご了承ください。  
 具体的には、**保育料納付の延滞や、指定管理者の業務遂行に際し支障を来している旨の連絡を受けた等**が該当します。